

銃砲刀剣類所持等取締法

第10条の5の2

第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し^{※1}、交付され^{※2}、消費し、又は廃棄したときは、当該帳簿に内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

※1 保管委託する場合をいう

※2 保管委託した実包を払い出す場合をいう

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則

第87条

法第10条の5の2の内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

1. 実包を製造した場合 製造した実包の種類及び数量並びに製造した年月日
 2. 実包を譲り渡した場合 譲り渡した実包の種類及び数量、譲り渡した年月日並びに相手方の住所及び氏名
 3. 実包を譲り受けた場合 譲り受けた実包の種類及び数量、譲り受けた年月日並びに相手方の住所及び氏名
 4. 実包を交付した場合 交付した実包の種類及び数量、交付した年月日並びに相手方の住所及び氏名
 5. 実包を交付された場合 交付された実包の種類及び数量、交付された年月日並びに相手方の住所及び氏名
 6. 実包を消費した場合 消費した実包の種類及び数量、消費した年月日及び場所並びに消費のために使用した猟銃の所持の許可に係る許可番号その他の当該猟銃を特定するに足りる事項
 7. 実包を廃棄した場合 廃棄した実包の種類及び数量並びに廃棄した年月日
 8. 上記1から7の内容の他、ライフル実包以外の実包にあっては、単弾又は散弾を別に記載する
2. 法第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において実包を消費したときは、法第10条の5の2に規定する帳簿に当該実包の数量を疎明する書面を添付しなければならない。
3. 法第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、法第10条の5の2の帳簿を、最終の記載をした日から3年間保存しなければならない。